

有栖川宮本歌道誓状類から見る歌道

杉本 まゆ子

はじめに

一、有栖川宮と図書寮文庫蔵有栖川宮本

四親王家のうち、有栖川宮は歌道と入木道（書道）の家として知られている。とくに歌道については、職仁親王（一七一三〜六九）が後桜町天皇（一七四〇〜一八一三）に古今伝受を授けられ、以降、明治天皇の歌道師範となつた職仁親王に至るまで、歌道の師としての地位を占めた。

智仁親王や後水尾天皇の初期御所伝受において、誓状は室町期からの古今伝受の流れに則つた、『古今集』の秘伝を口外しないための誓約であつた。しかし、江戸時代中期においては、歌道の弟子と契約関係を結ぶ、その契約の証が「誓状」となつた。

有栖川宮本のうち、令和五年に歌道誓状等六六通について調査を終了し公開作業を行った。今回はその資料を紹介するとともに、いくつかの考えを述べていきたい。本稿が公刊される頃には、当該資料の画像を書陵部所蔵資料目録・画像公開システムで公開する予定である。併せてご覧戴きたい。

有栖川宮の御文庫等は祭祀と同様、高松宮に引き継がれた。昭和六十二年、高松宮宣仁親王薨去後、文化庁と書陵部に寄贈され、文化庁寄贈分は多く国立歴史民俗博物館（以下、「歴博」と称す）に移管された。平成十年以降、歴博を中心とした調査報告が進み、平成二十一年には『国立歴史民俗博物館資料目録八 高松宮家伝来禁裏本目録⁽¹⁾』や『禁裏本と古典学⁽²⁾』として結実した。弊社においても調査・修補・整理し終えたものを、「有栖」の函架番号で、平成十四年三月刊行の書陵部紀要五三号より公開報告をしている。

歴博に蔵されるものは「高松宮家伝来禁裏本」と称されるように、禁裏から有栖川宮に伝えられたもの（後西天皇・靈元天皇宸筆を含む）を主とする。それに対し、弊社図書寮文庫で所蔵するものは宮家の日記、文書類、歌道や入木道等の資料や和歌懐紙・短冊など、宮家が自らの手で生み出したもので、いわば現用の文書・書籍類が多く、表紙や包紙に具体的な名前が無いものも間々見られる。今回取り上げる誓状類もその一つである。

当該誓状類に対応する江戸中期の御所伝受の階梯は、入門の後、テニハ（手仁遠波、天爾葉など表記は様々だが、今回は「テニハ」で統一する）伝受↓三部抄伝受↓伊勢物語（本論では「勢語」と略す）伝受↓古今伝受↓一事伝受で完了となる。テニハ以降は切紙を伝授され、テニハを受けると、弟子をとれる勅許を得られる（後述）。

この誓状類に師として登場するのは第五代職仁親王から第八代職仁親王までである（蛇足だが、靈元天皇皇子である職仁親王が有栖川宮を継いで以降、熾仁親王まで、御命名は靈元天皇の「識」字に由来する）。すでに歌道の家として天皇と深く関わったことは記したが、親王方が手ほどきを受けた人物と、御所伝受の最終的な階梯とその師を以下に記す。

職仁親王…靈元天皇指導↓一事伝受（烏丸光榮）

織仁親王…職仁親王に入門↓一事伝受（後桜町天皇）

韶仁親王…織仁親王に入門↓三部抄（光格天皇）

熾仁親王…韶仁親王に入門↓三部抄（飛鳥井雅久）

有栖川宮の歌道門人については、『門下契約年月記』（有栖・五一四八³）や

『有栖川宮日記』（有栖・五〇八〇）ほかの記録類から作成した一覧が『職仁親王行実』⁴等に記されており、『職仁親王行実』をはじめとする歴代の『行実』

には、主立った伝受の記事がある。そのため、網羅的でない、散発な資料には興味を持ちにくいものかもしれない。しかし誓状類は入門者の自筆資料であり、根幹資料として有用と考える。また、江戸時代中後期の堂上歌道の仕組みを資料と対比させてみることでできるのは大きな利点と考える。

二、諸家歌道誓状等

今回取り上げるのは、昭和四十年に弊部図書調査室が作成した調査目録⁵で「歴世諸道伝授関係文書」（わ・八）とある五括になる。内容は以下の通り。

- 1 諸家歌道誓状等（職仁親王宛） 三四通
- 2 諸家歌道入木道誓状（韶仁親王関係） 一二通
- 3 諸家歌道誓状等（韶仁親王宛） 九通
- 4 熾仁親王能書・歌道誓状案 二通
- 5 諸家諸道誓状等 八通

この五括を誓状類を歌道と入木道に分け、以下のように整理した。

- A 歌道誓状等 職仁親王宛 一冊 有栖・一〇一四七
- B 歌道誓状案 八通 有栖・一〇一五五
- C 入木道誓状案 五通 有栖・一〇一五四
- D 諸家歌道誓状等 韶仁親王宛 九通 有栖・一〇一四八
- E 熾仁親王入木道歌道誓状案 二通 有栖・一〇一五二
- F 諸家入木道誓状等 七通 有栖・一〇一四九
- G 有栖川宮諸大夫誓状之事 一通 有栖・一〇一五一

本論文末に表と写真を掲げ、表は個々の歌道誓状を日付順に並べた。左端の丸数字は通し番号で、本論ではこの番号で夫々の誓状を示す。次に師となる有栖川宮の、その当時の階梯を記し、「種別」の欄に何の為の誓状かを記し、「署名」欄に差出人、「備考欄」に人物データを記した。（有）とあれば有栖川宮出身であることを示す。（桂）は当時京極宮であるが、弁別の為後の名

称を用いた。表は有栖川宮に提出されたものと同宮から提出されたものの案文を対象とした。

(1) 各資料の説明

誓状は懐紙縦紙に記すため、身分によって寸法に大小の違いはあるが、Aの場合で、冊子としての大きさ(縦・横の夫々の最大値)は、縦四五・二×横六三・〇糎であり、それを目安として、個々の寸法は省略する。

A 歌道誓状等 職仁親王宛 (旧わ八・一)

職仁親王に宛てた各自筆の歌道誓状三三通と宸翰之写(後述)一枚を結び綴じて仮綴じたもの。誓状は入門、テニハ、三部抄。

入門に関しては、『門下契約年月記』で二〇〇名を超える職仁親王門下の名がわかるが、Aには堂上と門跡を集めている。また後桜町天皇の誓状や、飛鳥井雅香の勢語伝受(明和二年(一七六五)八月十七日)、灌頂伝受箱の家伝許可(十二月九日)の誓状が本資料には見られず、総てをおさめていないことは明らかである。なお表の右端枠外の数字はAの中の順序で、これにより日付順や人名別、種類別での編集もなされていないことが分かる。

B 歌道誓状案 (旧わ八・二の内)

四通の天皇宛誓状案と典仁親王の古今伝受誓状案文(閑院宮で写されたもの)であり、四通の内訳は、詔仁親王のテニハ・三部抄・勢語誓状案と一条忠良の勢語伝受の案文(但し詔仁親王御筆カ)である。表では天皇宛誓状に、備考欄で★を付した。

D 諸家歌道誓状等 詔仁親王宛 (旧わ八・三)

文乘女王の入木道誓状以外は歌道入門誓状。Aと比べ、③有栖川宮諸大夫藤木成基や④絵師宇喜多(浮田)一蕙、④老中酒井忠進女厚子など幅広い。

E 熾仁親王入木道歌道誓状案 (旧わ八・四)

熾仁親王御筆の、熾仁親王あて入木道誓状案と、仁孝天皇に和歌の勅点を賜うための誓状案。

F 諸家入木道誓状等 (旧わ八・五の内)

入木道誓状五通と歌道誓状案二通(⑬と⑳の案文)。

C 入木道誓状案 (旧わ八・二の内)

CとBは元は一つで、Cには入木道誓状を集めた。

G 有栖川宮諸大夫誓状之事 (旧わ八・五の内)

享保九年(一七二五)十二月十八日の有栖川宮諸大夫による誓状。明宮(職仁親王)の親王宣下までの期間、宮家の運営を諸大夫四人で申し合わせて行う旨の誓状で、歌道・入木道とは関係の無いものである。

(2) 誓状の文例

誓状の文言について、あまり知られていないので文章を挙げておく。

【入門誓状】

まずは入門の誓状であり、小異はあるが代表的なものを掲げる。

① 歌道儀、蒙教訓候上、聊不可有疎意被伝候条々、謾不可口外候、尤此

道永染心可令習練候、於違背者可蒙、

両神御罰候、仍誓状如件、

延享二年十月十八日 貞建

中務卿宮 (写真1)

なお、⑤光沢(西本願寺)の場合、傍線部「両神御罰候」が「仏祖之冥罰候」とある。また④は仮名誓状のため、以下のようになっている。

④ ちかひの文

わか道のをしへをかうふり候うへハ、いさ、かも疎意有へからず、つたへられ候条々みなりに口外申ましく候、尤この道なかくこゝろをそめ習練いたし可申候、違背候ハ、

両神の御罰をかうふるへく候、あなかしこ

文政三年十一月朔日 厚子

(写真2)

【テニハ誓状】

次にテニハ伝受については、②⑤⑥の近衛内前誓状を掲げる。②⑤がテニハ伝受本体の、②⑥が箱伝受の誓状である(表では箱伝受に+を付した)。箱伝受の誓状に「主上之思召」とあるのが目を惹く。

②⑤今般和歌手尔葉御相伝之事、誠鴻恩之至、深以畏入候、弥道崇敬にて被伝之義、尤堅相守於道私曲之義、聊有之間敷候、添削之事、不顧時節急之儀、有之間敷候、和歌之義、不何寄以我意不可取計候、

右之条々、於違背者可蒙大小神祇和歌両神并天神御罰候、仍誓状如件、

明和二年十月十三日 内前

中務卿宮

(写真3)

②⑥ 和歌手尔葉御相伝之筈某、万歳之後、其御亭江可被返却候哉、

主上之思召相窺可任、仰候為後証書記之訖、

明和二年十月十三日 内前

中務卿宮

【三部抄誓状】

三部抄は③⑩を掲げる。③⑩が三部抄本体の、③⑪が箱伝受の誓状である。

③⑩三部抄御相伝之儀、鴻恩之至、深畏候、勿論、御教訓之条々、不可出口

外候、若於令違背者可蒙大小神祇和歌両神御罰候、仍誓状如件、

明和四年五月廿六日 家仁

中務卿宮

③⑪ 三部抄御相伝之箱家仁万歳之後、御家江可被返進候、

主上之思召相窺可任、仰候為後証書記之訖、

明和四年五月廿六日

家仁

中務卿宮

【勢語誓状】

Aには無いが、勢語伝受の誓状は④⑥にある。但し、光格天皇宛である。

④⑥和歌道伊勢物語御伝授之儀、謹深畏入存候、古説 御口授曾以不可有聊尔儀候、此旨私曲候者可背和歌両神并 天神冥助者也、仍誓状如件、

天保十三年三月二十八日

韶仁上

【その他】

表で「教訓」とした⑮⑯の二つは、

⑮令約候、和歌教訓之一卷候之、尤不可他見之条、仍誓状如件、

宝暦五年四月廿七日

邦忠

中務卿宮

⑯和歌御教訓先達而被授置故尹宮候処、今般更被拜授畏入候、御教訓之趣、永々相守可申候、若於令違背者可蒙和歌尊神并先祖之御罰候、仍而誓約

如件、

明和四丁亥年閏九月十五日

専修寺円遵

一品宮様

御側中

であり、この二種がどのように展開するのかわからないが、職仁親王には『御教訓』⁷があり、これを指すものかと思われる。¹⁵はA中唯一の折紙でもある。親王の御著作のため、統一した形式とは無関係なのである。

【宸翰之写】

②宸翰之写

歌道教訓尤大切之義也、其身未熟にて不依者賤今添削人哥事有間敷義也、
 仮令雖累代家未及其伝輩称門弟謾被添削義、努々不可有之右面之雖可
 為覚悟儀猶弥堅可慎事、

延享二年十月十八日御判

(写真4)

これは「宸翰之写」とあるように、桜町天皇宸翰の写しである。この原本に相当するものが東山御文庫勅封番号六九・五・八『歌道御教訓書』にあり、次章で考察する。

三、延享二年宸翰之写の持つ意味

桜町天皇と職仁親王は、延享元年（一七四四）五月七日、共に古今伝受を受け、翌二年三月十八日には桜町天皇が、同年十二月二十七日には職仁親王が、一事伝受を終えた。横井金男⁸は一事伝受はこの桜町天皇から始まったものと指摘する。

職仁親王の歌道門人を記した『門下契約年月記』と『有栖川宮日記』を突き合わせると、寛保二年（一七四二）に梶井宮坊官憲栄、円満院門跡祐常の入門を許可している（『門下契約年月記』の寛延二年（一七四九）は誤り）。『職仁親王行実』で「皇族としてはこれを以て初例とす」とするように、外部に

門人を抱える皇族はこの時期まで見当たらない。

なお、当時の御所伝受では、古今伝受（灌頂伝受）を受けるには後水尾天皇が定めた「卅才未滿如何」という年齢制限があり（中院通茂『古今伝受日記』京都大学図書館蔵 中院IV五九）、延享元年二五歳の桜町天皇が伝受を受けるのは異例のことであった（職仁親王は三二歳）。また、伏見宮・京極宮（桂宮）・閑院宮には当時古今伝受に達した皇族はなく、桜町天皇が「宸翰之写」を書かれた延享二年十月十八日には、一事伝受を終えた皇族は天皇が唯一人であったことを確認しておきたい。

この「宸翰之写」については、盛田帝子⁹が着目しており、延享二年十月十八日から桜町天皇への入門は、

・歌道誓状の献上仰せ下さる事

・誓状

・歌道御教訓書

が一具のものとして必須であるとした。とくに『歌道御教訓書』において、東山御文庫蔵（前出勅封番号六九・五・八）の包紙に「和歌誓状献上之節、披見候宸翰」とあるところから、「桜町天皇に門弟が誓状を献上する時、つまり入門時に披見する宸翰であった」と推定した。つまり、「桜町天皇に門弟が誓状を献上すること」が入門であり、「天皇へ誓状を提出して入門するシステム」が確立したとする。

換言すれば、各階梯の切紙と誓状を引き換えにする契約システムが出来たのである。皇族・堂上が天皇に做ったのは当然である。「宸翰之写」がAに納められているのは、その根拠を示す為といえよう。

四、明和二年後桜町天皇の覚書

職仁親王は、明和二年九月四日に後桜町天皇にテニハを伝授された。後桜町天皇は、十六日に摂政近衛内前を通じて、歌道を御奨励され、かつ其家に非ずして私に和歌の添削を為す事を禁じられた。『頼言卿記』(二六〇・二二) 同年九月十六日条には冷泉為村から伝えられた天皇の御意向を以下のように記す。

(前略) 和歌一統習練可有之、行々御用ニも被相立候様別而出情有習練候事、更可教訓之旨被 仰下候由、摂政殿御命ニ候、(中略) 妄ニ添削之儀有間敷ながら自今尚以不可有之事、(中略) 右有間敷事ながら弥令制止候、同門ハ勿論、他門非門衆にも若左様之輩有之由被聞及候ハ、被聞糺実否、(中略) 為道甚不然事、去延享二年冬 桜町院之御制止之趣も有之候、努々有間敷候也、

これにより歌道を奨励する一方、添削に制限が加わり、また歌道の家に対しても天皇による指導が強まったといえよう。弟子をとる資格が天皇によって決まるのである。延享二年の桜町天皇に言及している点も注目される。桜町天皇の生んだシステムである誓状による契約は、「同門ハ勿論、他門非門衆」と歌道の門人意識の高さを示している。そのシステム上に、後桜町天皇が新しい条件を追加したことになる。歌道にとって、学問体系としての御所伝受と、自らの詠草の上達を望む添削とが両輪であり、そのどちらにも天皇が関与することになったのである。

なお桜町天皇・後桜町天皇だけが規定を変えたのではない。抑も御所伝受

の始まりの時点で、

享保六年、古今集家伝の筈 勅封開見すへき 靈元法皇の院宣を蒙りける、是は俊成卿定家卿為家卿古今伝受切紙を代々家伝し給ひけるか、後水尾上皇の古今集御伝授を得させ給ひし後は、偏に 勅伝と成て、冷泉家に秘伝せしも勅封を付置れける、

〔冷泉正統記〕二一〇七・七四〇)

古今伝受の源である俊成定家の家であろうと、後水尾天皇が古今伝受を得た後は後継者として冷泉家に制限(勅封)を加えたのである。ちなみに靈元天皇の開見要請も天和三年(一六八三)に古今伝受を終えてからではある。

後桜町天皇はテニハ伝受終了時、弟子をとれるごく初期の階梯で規定に変更を加えた事は今後課題として考えていきたい。

五、門弟にとっての誓状

入門する人々の理由は様々であるが、堂上の場合には、和歌を好む天皇・上皇により禁裏・仙洞の月次御会と当座御会で和歌を詠む機会が多く、和歌の添削が必須であったからと考えられる。テニハ伝受以降に進むような学問体系としての古今伝受には縁がなくとも、——とくに明和二年以降は——どこかに入門せねばならない。

また歌道の場合には、もともと古今伝受などは到底望めぬ身分の者でも「通信添削」で添削指導を受けられる。職仁親王が中院や冷泉のように広く教え始めたことで家業としての歌道が固定したといえよう。

そして本来は一度入門したらそのまま師を変える事は無いと思われるが、

御所伝受の場合は直接天皇から指導を受けられるようになる場合がままある。近衛内前は⑨寛延四年と⑩宝暦十三年（一七六三）に入門誓状があり、この間桃園天皇を師とし、崩御に伴い職仁親王へと戻った例である。またAだけでは分からないが、『公仁親王歌道誓状之留』（桂・八三二）の公仁親王のように、桜町天皇↓職仁親王↓後桜町天皇と入門する例もある。

ほかには師である親王が薨去した際に子である親王に再入門する例も多い。前出酒井厚子は、『有栖川宮日記』によると文化十二年（一八一五）正月に職仁親王に入門しており、その後詔仁親王にもう一度入門したのが⑪にあたる。再度の入門の場合は略儀になる場合もあるようだが、それでもかなりの支度があるものと思われる。

六、有栖川宮にとっての誓状

有栖川宮にとって、桜町天皇と後桜町天皇の御所伝受のシステム変更はどう影響したのであろうか。

職仁親王・詔仁親王に共通するのは、師である父が薨去する寸前に後桜町天皇・光格天皇からテニハ伝受を受け、勅許により父の門人を引き継ぎ、歌道の家を守れたことにある。⑬の宛先が光格天皇になっているのはその為である。この二例からは、天皇との距離の近さ、庇護を見て取れる。

しかし、職仁親王の場合はどうであろうか。『門下契約年月記』では寛保二年十一月四日入門とする祐常の誓状⑬が延享三年（一七四六）五月十九日付であるのは、後追いで現状に合わせて提出したものと考えられる。「宸翰之写」と同日の貞建親王の入門誓状⑭は『門下契約年月記』でも同日であり、

もとの師である三条西公福が延享二年九月十七日に薨じた為の師の変更ではあるものの、これも調整の結果であることを思わせる。桜町天皇の入門制度の変更（確立）は、元文五年（一七四〇）にテニハ伝受を受け、寛延から弟子を取り始めていた職仁親王に対する制約であり、チャンスでもあった。誓状提出必須による門弟との結びつきは、門弟を野放図に増やせない一方、誓状の持つブランド力で宮家の収入に大きな結果をもたらしたであろう。家司の記す『有栖川宮日記』では毎日の他家とのやりとりと同様に、入門に伴う品等が折々記されている。

後桜町天皇の歌道奨励・添削・門人の制限については、『職仁親王御記』⁽¹⁾（四〇六・一七）明和二年九月十六日条に、「和歌習練一統覚悟之事候得共、愈出精可有之候、右之趣、師範更可申達旨、依仰、撰政被申聞候条、如斯候也、職仁」との書付を門人一同に諭達しており、飛鳥井雅重については別の書付を邸に召して渡している。重く受け止めた様子である。

また本筋からは外れるがこのことは師範家にとって、歌道の行事のたびに天皇に伺候する為の日程調整が入ることとなり、内裏仙洞への御礼の品々と共に運営を一層複雑にしたことであろう。

おわりに

以上、雑駁ではあるが、有栖川宮旧蔵歌道誓状類を見てきた。まとめとして、次の五点を挙げて終筆としたい。

・有栖川宮では家業（歌道・入木道）の誓状は一緒に保管していた。また誓状すべてを保管しておくわけではなく、門人は『門下契約年月記』などに

まとめていた。

・延享二年の入門制度が確立する前に、職仁親王は広く弟子を取り始めた。皇族では初めてのことであった。

・延享二年以前の門人については、それ以降に改めて入門誓状を提出している。

・入門誓状が複数残されている場合は、師の死亡による再入門と考えられるが、天皇の勅点を仰ぐ場合は別である。

・明和二年以降、歌道教授の二本の柱である伝受と添削の双方に、天皇の関与が加わった。

御所伝受を保持する堂上の歌道において、桜町・後桜町両天皇の変更以降、規則に大きな変更は見られなかった。制度として確立し、成熟したものとされた証といえよう。

註

- (1) 国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館資料目録八 高松宮家伝来禁裏本目録』(二〇〇九年)。
- (2) 吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』(塙書房、二〇〇九年)。
- (3) 所蔵先を省略し函架番号のみ記したものは、すべて書陵部図書寮文庫蔵本である。
- (4) 高松宮編『職仁親王行実』(高松宮、一九三八年)。有栖川宮歴代の『行実』が高松宮により公刊されている。
- (5) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』第七輯(思文閣出版、二〇二〇年)に掲載。調査については、相馬万里子「高松宮旧蔵禁裏本と有栖川宮伝来書籍について」(註1『国立歴史民俗博物館資料目録八 高松宮家伝来禁裏本目録』所収)が詳しい。

(6) 『有栖川宮日記』文化十二年正月十五日条では「厚姫」と書き、『職仁親王行実』もそのように表記するが、誓状を見ると「原」にも読める。

(7) 前出『職仁親王行実』に翻刻あり。

(8) 横井金男著『古今伝受の史的研究』(臨川書店、一九八〇年)。

(9) 盛田帝子「近世天皇と和歌―歌道入門制度の確立と「寄道祝」歌」(盛田帝子著『近世雅文壇の研究』汲古書院、二〇一三年)。初出は兼築信行・田淵句美子編『和歌を歴史から読む』(笠間書院、二〇〇二年)。

(10) 『閑院宮実録』二二六(宮内公文書館蔵、識別番号七五四八〇)寛政七年正月一五日条。

(11) 『職仁親王御記』は『和漢図書分類目録』下(宮内庁書陵部、一九五三年)に宝暦五年分が掲載されていたが、昭和六十二年寄贈資料により補われ、延享四年～明和六年分が揃った。

(12) 判読不明文字を、□とした。

有栖川宮本歌道誓状類から見る歌道

通番	有栖川宮 (階梯)	種別	西暦	日付	署名	備考	文書	序列
①	職仁 (古今伝受)	入門	1745	延享二年十月十八日	貞建	(伏)	A	20
②		宸翰写	1745	延享二年十月十八日	御判 (宸翰写)	桜町天皇	A	30
③	職仁 (一事伝受)	入門	1746	延享三年五月十九日	祐常	円満院、二条吉忠男	A	32
④		入門	1747	延享四年十二月十八日	邦忠	(伏)	A	34
⑤		入門	1748	延享五年六月廿三日	兼潔	醍醐	A	18
⑥		入門	1748	寛延元年十二月廿五日	公城	徳大寺	A	17
⑦		入門	1750	寛延三年九月七日	音仁	(有) 職仁親王男	A	16
⑧		入門	1750	寛延三年十二月十八日	家仁	(桂)	A	15
⑨		入門	1751	寛延四年三月五日	内前	近衛	A	14
⑩		入門	1753	宝暦三年三月十二日	増賞	(有) 聖護院、職仁親王男	A	3
⑪		テニハ	1753	宝暦三年十一月四日	貞建	(伏)	A	11
⑫		テニハ+	1753	宝暦三年十一月四日	貞建	(伏)	A	12
⑬		テニハ	1753	宝暦三年十一月四日	音仁	(有) 職仁親王男	A	4
⑭		テニハ	1753	宝暦三年十一月四日	音仁	(有)	F	
⑮		教訓	1755	宝暦五年四月廿七日	邦忠	(伏)	A	2
⑯		入門	1757	宝暦七年正月十八日	典仁	(閑)	A	29
⑰		入門	1758	宝暦八年八月九日	公仁	(桂)	A	6
⑱		入門	1763	宝暦十三年九月十五日	尚実	九条	A	1
⑲		入門	1763	宝暦十三年九月十五日	内前	近衛	A	19
⑳		入門	1764	明和元年六月十八日	常仁	(有) 梶井宮、職仁親王男	A	31
㉑		テニハ	1765	明和二年十月十三日	家仁	(桂)	A	28
㉒		テニハ+	1765	明和二年十月十三日	家仁	(桂)	A	27
㉓		テニハ	1765	明和二年十月十三日	典仁	(閑)	A	25
㉔		テニハ+	1765	明和二年十月十三日	典仁	(閑)	A	26
㉕		テニハ	1765	明和二年十月十三日	内前	近衛	A	7
㉖		テニハ+	1765	明和二年十月十三日	内前	近衛	A	5
㉗		入門	1765	明和二年十二月廿五日	織仁	(有)	A	8
㉘		入門	1765	明和二年十二月日	織仁	(有)	F	
㉙		三部抄	1767	明和四年二月十九日	内前	近衛	A	33
㉚	三部抄	1767	明和四年五月廿六日	家仁	(桂)	A	9	
㉛	三部抄+	1767	明和四年五月廿六日	家仁	(桂)	A	10	
㉜	三部抄	1767	明和四年五月二十六日	典仁	(閑)	A	13	
㉝	三部抄+	1767	明和四年五月廿六日	典仁	(閑)	A	23	
㉞	入門	1767	明和四年六月十九日	専修寺円遵	(有) 音仁親王男	A	24	
㉟	教訓※	1767	明和四年閏九月十五日	専修寺円遵	(有)	A	21	
㊱	入門	1769	明和六年五月十五日	美仁	(閑)	A	22	
㊲	織仁 (勢語伝受)	入門	1797	寛政九年六月十九日	基前	近衛	D	
㊳	織仁 (一事伝受)	テニハ	1820	文政三年二月十日	韶仁	(有) ★光格天皇宛	B	
㊴	韶仁 (テニハ)	入門	1820	文政三年四月廿八日	内匠権助成基	藤木 (有栖川宮諸大夫)	D	
㊵		入門	1820	文政三年六月七日	藤原隆明	西大路	D	
㊶		入門*	1820	文政三年十一月朔日	厚子	酒井忠進女	D	
㊷		入門	1821	文政四年七月八日	一蕙香□@	宇喜多一蕙 (絵師)	D	
㊸		入門	1824	文政七年九月三十日	従四位下藤原光棣	竹屋	D	
㊹	韶仁 (三部抄)	三部抄	1827	文政十年四月七日	韶仁	(有) ★光格天皇宛	B	
㊺		入門	1839	天保十年五月十六日	前大僧正光沢	西本願寺門主	D	
㊻	韶仁 (勢語)	勢語	1842	天保十三年三月二十八日	韶仁	(有) ★仁孝天皇宛	B	
㊼		入門	1842	天保十三年六月六日	従二位大納言齐荘	徳川 (尾張)	D	
㊽	職仁 (テニハ)	批点	1860	万延元年四月一日	熾仁	(有) ★孝明天皇宛	E	

写真1

敢道後蒙教刺積上原不有
 疎意之借積陳之謾不台外積
 在此道水深心可令習總修持
 遠實者可榮
 而神御對儀仍誓狀如件
 延享二年十月十日
 貞建
 中務御旨

写真3

今般和歌之不安由和傳之事
 敬鴻恩之登流以與入世傳
 道世教之由傳一言也無不守
 竹道物由之安聊有之知也
 益削之事一而願略其外後
 旨之問教竹和歌之安不竹器
 以我意不取計也
 哲意一柳遠實者可教
 不神教和歌西神旨
 天神御對儀仍誓狀如件
 明和二年十月三日
 中務御旨

写真2

わがひの文
 和宮御旨
 延享三年十月朔日
 延享
 神御對儀仍誓狀如件
 遠實者可榮
 在此道水深心可令習總修持
 疎意之借積陳之謾不台外積
 而神御對儀仍誓狀如件
 延享二年十月十日
 貞建
 中務御旨

写真4

神道教刺尤大也
 未變之依其儀全削之
 可也
 未變之依其儀全削之
 可也
 延享三年十月朔日
 延享
 神御對儀仍誓狀如件
 遠實者可榮
 在此道水深心可令習總修持
 疎意之借積陳之謾不台外積
 而神御對儀仍誓狀如件
 延享二年十月十日
 貞建
 中務御旨